

## ミーガン法の研究

太田 和 敬\*

### A Study of Megan's Law

Kazuyuki Ohta

Megan's Law requires convicted sex offenders to register with local enforcement authority, and establishes a notification process to provide information about offenders to the public. Parents of 7-year-old Megan Kanka lobbied for state and federal laws, because they did not know that a twice-convicted sex offender was living across the street until that neighbor was charged with the brutal rape and murder of their daughter. In May 1996, the Federal Megan's Law was signed by President Clinton, requiring states to disclose to the public, information about sex offenders. Many American people agree with and require such a law, however some criticize that Megan's Law accomplishes nothing other than the promotion of vigilantism.

#### はじめに

1997年に起きた神戸の中学生による殺人事件をきっかけに、日本においても、ミーガン法がマスコミに取り上げられた。さすがに、ミーガン法のような法律を、日本でも早急に制定すべきであるという声は、ほとんど聞かれないが、しかし、オウムをめぐる騒動の中では、似たような状況は生まれつつあるとも言えよう。

日本の農村共同体は、江戸時代に形成された、極めて強固なシステムとしての共同性が土台となって、村社会における犯罪監視シス

テム、あるいは、子どもの安全を守るシステムが、村として機能していたと言われている。村の成員が、すべて相互に知り合っている中で、よそ者が入ってくれば直ぐにわかるし、また、子どもの成長を村全体で見守る意識もあったとされる。

こうした村のあり方を、教育学では、「地域の教育力」と呼んできた。

しかし、戦後になって、農村においても、人口移動が激しくなり、そのような「地域の教育力」は極めて低下したし、まして、すべての人々が新しい流入者である新興住宅地などでは、最初から存在しないと考えられる。

地域に住む人を、お互いに知らない状況の

---

\*おおた かずゆき 文教大学人間科学部臨床心理学科

中で、子どもたちが育っていくのが、普通のことになってきたのである。

子どもにとって、地域社会が安全であることは、健康に育っていくための、最低限の条件のひとつである。しかし、地域の中に、常習的な犯罪者が生活していて、獲物を狙っており、かつそのことを、住民が知らないとしたら、誰しも危険であると思うだろう。

幸い、日本は、ミーガン法を実施しているアメリカに比較すれば、まだまだ安全な社会である。したがって、ミーガン法が切実な現実的な課題として論議されるようにはなっていない。しかし、将来、同じような事態が起きたとき、ミーガン法的な対応が正しいのか、あるいは、別の対応をとるべきであるのかを、慎重に検討しておくべきであろう。本稿は、そのためのひとつの試みである。

また、注目しておくべきなのは、新興住宅地に育つ人々が、次第に増加してくるにつれて、先述したような「地域の教育力」的考え方は、最初からもたないような人々が増えてきているとも考えられることである。

神戸の事件以後、神戸の事件との関連で、大学の講義で、毎年ミーガン法について触れてきた。そして、若干討論をしてきた。

最初の年は、比較的批判的な見解が多かったのであるが、毎年賛成者が増え、今年は、70%ほどが賛成意見となっている。

代表的な意見をあげてみよう。

「私は日本にもミーガン法のような法律を制定するべきだと思う。

性犯罪の常習者には、人権を認めるべきではない、とまでは言わないが、『刑務所で罪を償った』というのなら、どうして犯罪を繰り返すのだろうか。刑務所で服役したからといって、罪が消えるわけではない。一度犯した犯罪は一生ついて回るものだ。刑務所での服役は具体的な罪の償いのひとつであるだけで、罪を反省し、二度と同じことを起こさないために刑務所で服役するのではないだろうか。同じ犯罪を繰り返すのなら、服役の意味がない。

そう云った犯罪常習者がもし近くに居るとしたら、それはとても恐ろしいことである。その地域に住む住民はそれを知る権利があると思う。

犯罪を犯したものは一生をかけてもその罪を償うべきである。もしも犯罪を繰り返すのであれば、そのプライバシーは奪われても仕方がないだろう。ただ、本当に反省したことが誰にも認められたとき、再びプライバシーをもつことが出来るように、何らかの措置をとるようにするべきではないだろうか。」

次の意見は、もっと厳しいものである。

「個人としてミーガン法に賛成である。性犯罪は、体に傷を負わせるだけでなく、心に大きな傷を残すことになる、あってはならない犯罪の一つである。男性がむりやり力任せに女性を襲うと言う行為は、人間としてあってはならない。だから、性犯罪常習者の顔写真を含め、犯罪歴を書いた情報をインターネット上に報道するという事に、行き過ぎということも感じないし、むしろ大賛成である。故に、ミーガン法に対して強い批判があることにとっても疑問を抱く。ミーガン法により、出所後も事実上の刑罰を継続することになるため、ほとんど生活は不可能という事は当然の措置であり、また、性犯罪の常習者には人権を認めるべきではないことも当然と考える。被害者とその家族に計り知れない深い心の傷を負わせる、計画性十分と考えられる性犯罪を犯した場合、犯罪者はその罪を一生償うべきである。」

もちろん、反対論もある。

「授業中に、僕はミーガン法はあってもいいと思いましたが、今はないほうがいいと思います。それは、犯罪をした本人の社会復帰を明らかに妨げるからです。本人の顔や名前が明らかになれば、復帰の妨げになるのは明らかです。本人がしっかり反省したとしても、社会復帰できないのならば、それは酷だと思います。」

また、顔や名前が公表されることによって、地域住民に差別意識が生まれる可能性も否定

できないと思います。

近くに性的犯罪者がすんでいるとわかれれば確かに気をつけるなど対策できますが、以上の理由からミーガン方には反対です。ただし、常習者は公表しても致し方ないと思いますが。」

このように、学生の多数（といっても、文教大学の一部の学生に過ぎないが）がミーガン法に賛成するという状況は、いろいろな側面を示しているのかも知れない。

単純に、日本も危険な社会に転換しつつあると学生が認識していることの現われかも知れない。また、若い世代の人々が、旧来の農村的な共同意識を、まったくもっておらず、もっと現代的な個人主義を、小さいころから身につけてきたということなのかも知れない。

そこでは、所与の価値はなく、一つ一つ必要な概念を採用していくような思考法をとっていることになる。

アメリカのホームページには、たくさんの子どもを守るための団体のページがあるが、その基調は、子どもの情報をできるだけ明示しないということにある。子どもが特定されることは、子どもを危険に晒すという考えである。これは、従来の共同体たる地域の形成概念とはまったくことなるものである。

ミーガン法を考察することは、地域をどのように、子どもが健康に育っていくように形成するのか、という課題に取り組むことでもある。

### ミーガン法の成立

ミーガン法とは、狭義にはニュージャージー州で1994年に制定された法と、1996年5月に成立した連邦法をさす。それに関連する一連の法を含めて呼ぶことが多く、本論文でも、関連する州法等も含めて対象とする。そして、その内容は、すべて、「性犯罪者に対して、住んでいる地域の当局に登録する義務を課し、再犯の危険があると判断される場合には、住民や地域組織に対して、その居住している事実及び個人情報を開示する」というものである。

ミーガン法には前史がある。ミネソタ州のセント・ジョーゼフで、1989年武器をもち、覆面をした男が、11歳の少年、ヤコブ・ウェッタリング (Jacob Wetterling) を誘拐した事件である。この事件がきっかけになって、性犯罪者に対して、登録、その更新を義務付け、州に対して、登録制度を作るように要請する法が成立したのである。the Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994であり、通常、ヤコブ・ウェッタリング法と呼ばれている。州に対する要請は、それに答えないと、連邦から州への補助金 (Byrne formula grant) をカットするというペナルティ付きの強いものであった。(1)

このことで、分かるように、80年代の最後に起きた事件をきっかけに、州の段階では、90年代に入って、それぞれ登録を義務づける法がいくつか通過していた。それが、ヤコブ・ウェッタリング法で連邦段階の法となり、そして、ミーガンの事件でより発展した法に変化していったわけである。(2)

連邦議会は、1996年5月に、この法を修正し、登録だけではなく、情報を地域に開示することをより明確に示した内容にして成立させ、クリントンが署名をした。そして、10月には、性犯罪者の連邦レベルでのデータベースを3年以内の構築を決定する法も成立したのである。the Pam Lychner Sexual Offender Tracking and Identification Actである。(3)

通常96年の5月に成立した法をミーガン法と呼び、これは、94年に起きた事件をきっかけとしていた。

1994年7月29日、アメリカ、ニュージャージー州のハミルトンという典型的な郊外の住宅地に住む、7歳の少女、ミーガン・カンカが、行方不明となり、死体で発見された。犯人として、近所に住むティメンドukasが逮捕された。自宅に誘い込んで、殺害したことで、有罪となった。判決は死刑であった。因みに、ニュージャージー州は死刑廃止州ではないが、長い間死刑判決はなかったが、犯人

に対する住民の怒りが高まり、死刑判決につながった。(4)

犯人のティメンドゥカスは、ミーガンと顔見知りであり、彼女が犬が好きであることを知っていて、捜査官のO'Dwyer の証言によると、「ミーガンは午後6時半に、友人の家に行くと言って家を出た。しかし、友人はいなかったので戻って来た。ティメンドゥカスはそれを自宅から見ていた。そして、戻ってきたミーガンに話しかけ、家に誘い込んだ。」(5) 小犬を見ようと家に誘いこみ、彼の部屋に入った。ミーガンに触り、お尻に触れ、キスしようとして、彼女は逃げようとした。パンツを掴んで裂き、首をベルトで絞めて、床に倒した。バッグで頭を覆い、血がカーペットにつかないようにした。死体をおもちゃ箱に入れて、それをトラックに運び、公園に持っていった。性器に触れて、草むらに放り込んだ。コンピニに行ってたばこを買った。

彼の腕の歯形が、少女のものであることが歯医者によって証言された。

しかし、最も重要な証言は、彼自身の「彼女はマーサー市立公園にいる」という発言であった。

彼は殺した後、死体と性交しようとした。殺したのは、キスしようとしたことを、母親に言われるのが怖かったから、と公判で述べた。(6)

ティメンドゥカスも、行方不明のときに、捜索隊に加わっている。しかし、(ミーガンの従姉妹のJanice Driscoll は、「ティメンドゥカスが、少しナーバスで、フライヤーをもっていた。そして、探しているときに、小犬をもっていた。」と証言した。

パトロール警官のPaul Seitz は、「ティメンドゥカスが、自転車にのっているミーガンを見た、と言ったが、彼は私の目を見ていなかった」と証言。

刑事の Robert O'Dwyer は、「警官に尋問されている彼が、震えていて、神経質になっていた。ミーガンの写真を見せたときに、目が虚ろだった。」と証言した。ということで、

疑われ、結局、自白し、放置場所を指摘したことで、犯人と断定された。(7)

逮捕後分かったことは、ティメンドゥカスが、2度も逮捕歴のある子どもを対象とした性犯罪者であり、しかも、同居している男性も同様であったことである。

O'Dwyer の証言の続きが行われた。

ティメンドゥカスとのやり取りは次のようなものだった。

警察 「なにをしたかったのか」

ティメンドゥカス 「触って、キスしたかった。傷つけたくはなかった。柔らかく、毛がないのが好きだ。」(8)

こうした証言から、明らかに、ティメンドゥカスが「幼児性愛者」であることが分かる。

ミーガンの母親は、幼児への性犯罪で有罪に2度なっている人物が、近所に住んでいること、そして、常に獲物を狙って、自分の娘に注目していたことを知らなかったことが、事件の原因であると考え、性犯罪者が住んでいることを、住民に知らせる法律の制定運動を始めた。

事件が注目されただけでなく、被害者の母親の運動も効果を発揮して、ニュージャージー州では、異例のスピードで法が成立したのである。

死体発見から2週間後の94年8月15日には、州政府は、州議会に登録・情報開示のための法案を提案し、更に2週間後には、委員会審議を省略して、「非常事態」であるという理由で、可決した。(9)

上院では、8月29日には、法案は提案されていなかったが、安全委員会(the Law and Public Safety Committee)が、公聴会を行い、さまざまな団体の見解を聞いた。人権団体からの批判などもあったために、ガイドラインを作成すること、危険度のランクを決める要素等の作成、情報開示の範囲を制限すること、などの勧告を経て、10月3日に可決、10月31日に州知事が署名をすることで成立した。事件からわずかに3カ月後であった。(10)

そして、1997年の段階で、47州が、性犯罪者の登録および情報開示に関する法を制定している。(11)(なお、この法が「非常事態」的雰囲気の中で作られたがゆえに、効果については、当初から疑問視する者も少なくなかった。)(12)

連邦法に関しては、ミーガン・カンカの両親が、ロビー活動を行い、また、1996年が選挙の年でもあったことが影響して成立した。下院で可決されたのは、5月6日であったが、そのときの評決は、418対0であった。そして、直ぐに上院でも可決され、クリントンによって署名されたのである。(13)

### ミーガン法の内容

ミーガン法のきっかけになったニュージャージー州の例を見ておこう。

有罪になって15年間は登録が義務付けられる。ただし、危険がないことを示すことで、登録を免除するよう、裁判所に申請する権利は留保されている。

登録内容を開示するのは、放送局、学校、地域共同体、近所の人々に、危険と判断される性犯罪者が住んでいることを警告するためにであり、法が安全を保障するわけではなく、性犯罪者に危害を加えてもいいということではない。(1)

ニュージャージーのミーガン法は、危険度によって、3つに分類している。ランク1(low)は、当局だけに登録された情報を保管しておき、住民への開示はしない。ランク2(moderate)は、学校、デイケア・センター、キャンプ、その他の登録された住民の組織に情報を開示する。そして、ランク3(high)は、個人を含めて、地域に開示することになっている。

目的は地域共同体を守ることであり、性犯罪者が、危険があると判断したときには知らせる。対象は、94年10月31日以後釈放された性犯罪者(保護監察にある、執行猶予中であるというものも含む)は、警察に登録する義務がある。この場合、性犯罪は、誘拐・監禁

も含むものとしている。(2)

さて、最初に問題になるのは、ランクの決定方法である。それは検察当局がガイドラインに沿って点数化して決めることになっている。考慮される要素は以下のようなものである。

- (1) 釈放されたときの本人の状況、および、カウンセリングや家の状況を考慮する。
- (2) 再犯に至るような肉体的条件、年齢、病気等。
- (3) 犯罪歴
  - (a) 反復的か否か
  - (b) 最大期限服役したか
  - (c) 子どもへの犯罪だったか
- (4) 他の犯罪を犯したことがあるか
  - (a) 性犯罪者と被害者の関係
  - (b) 暴力の有無や武器の使用
  - (c) 犯罪の数、目的、性質
- (5) 精神状態
- (6) 処置への性犯罪者の反応
- (7) 最近の行動
- (8) 最近、犯罪をやりそうな状況か否か

こうした点を点数化するためのスケールの項目が以下のようなものである。(更に細目があるが省略する。)

- |           |    |           |
|-----------|----|-----------|
| ・ 犯罪の深刻さ  | 1  | 暴力の程度     |
|           | 2  | 接触の程度     |
|           | 3  | 犠牲者の年齢    |
| ・ 犯罪歴     | 4  | 犠牲者の選択    |
|           | 5  | 犯罪数、犠牲者数  |
|           | 6  | 犯罪行為の期間   |
|           | 7  | 前の犯罪からの期間 |
|           | 8  | 社会的行為の歴史  |
| ・ 犯罪者の性格  | 9  | 処置への反応    |
|           | 10 | 中毒の有無     |
| ・ 地域のサポート | 11 | カウンセリング   |
|           | 12 | 居住サポート    |
|           | 13 | 職業・学業の安定性 |

これらに対して、それぞれ0から3点をつけていき、0点から36点までが、ランク1、37点から73点がランク2、そして、74点以上

がランク3ということになるのである。(3)

もっとも、例外として、性犯罪者自身が、釈放されても再犯する可能性を仄めかしたら、点数の如何に拘らずランク3とし、また、性犯罪者の肉体的条件として、再犯が不可能であるような場合には、ランク1とすることになっている。

The State Department of Corrections and Human Services が、検察に、釈放の際、知らせる。そこで、危険性を認定、決定することになる。もちろん、ヒヤリングをし、性犯罪者からの反論も可能であり、ランク2とランク3に決定して、情報開示する場合には、法廷での決定が必要とされている。(2)

開示の内容は、名前、等級、写真、住所、職場、免許証の番号、車の番号、犯罪内容であり、開示の方法は、開示対象者に直接渡すというものである。もちろん、リンチや不当な拘束は犯罪であると断つてある。(2)

性犯罪者自身が異議申し立てをする場合は、1、スコアについて、間違いがあるという証拠を自分で示したとき、2、特殊な考慮事項を省略しているという証拠を出したとき、3、情報開示が過剰な措置であるという証拠を出したときに、許されるとしている。(4)

異議申し立ての事例を紹介しよう。

ニュージャージー州では、1996年の5月26日に、528人のランク1、585人のランク2、59人のランク3の登録者がいた。そして、96年5月16日段階で、644人の開示対象者(ランク2、3)のうち135名が開示完了と報告されている。117人から、ランクや開示方法の異議申し立てが成され、裁判所は、52名はランク修正、13名は、開示の方法の修正が決定され、62名は、そのまま認めた。(5) 刑罰の付加は違憲だが、登録の要請によって登録がなされることは合憲である、という判断である。(6)

### ミーガン法の法律的問題

ミーガン法は、当初からいくつかの法的問題があることを指摘されていた。

アメリカ憲法の修正条項、とくに、事後法による刑罰の禁止、二重の刑罰の禁止、残酷な刑罰の禁止、そして、刑罰を科す場合の適正手続の遵守等の規定に違反する、という批判的見解が、人権団体および人権派の法律家から寄せられていたのである。(1)

カリフォルニアの登録を義務付ける場合と異なって、ミーガン法は、住民への情報開示を規定している。情報開示自体がプライバシー侵害の可能性があるし、また、情報開示されることによって、さまざまな不利益を受けることは、当然予測される。

就職の機会や住居の賃貸契約を著しく妨げられる。これは生活を脅かされることでもある。また、住民からさまざまな妨害を受けることも避けられないだろう。本人だけではなく、そうした被害が家族にも及ぶ場合がある。

こうしたことが、刑罰であるか、あるいは、刑罰ではないのか。これによって、以下の問題が出てくるわけである。

ミーガン法は、法の施行以前に性犯罪を犯した者も、情報開示の対象にしている。従って、事後法の適用の疑いが生じる。

また、情報開示が事実上の刑罰であるとしたら、刑期を終えた者に対する更なる刑罰となる。これは、二重刑の疑いが生じる。そして、開示の対象とするかどうかの判定は、ほとんど法当局が行うものであり、裁判所の決定による場合もあるが、公開の裁判で行うわけではないし、また、陪審員が判断するわけでもない。あくまでも、行政的な判定基準で行われるのがほとんどである。適正手続に反する疑いである。

ニュージャージー州において、ある対象者は、自分の犯罪はミーガン法以前のものであり、その情報開示は、違憲であると主張した。

彼は、1974年に少年への性的虐待で31年の刑となり、更に2年後殺人罪で20年加算された。しかし、79年、ヴァージニア州に引き渡され、89年に保護監察という形で出所した。そして、95年にランク3に評価され、全ての

公立の学校、施設および近所の住民に情報を開示することが決定され、異議申し立てして、法廷にまで持ち込んだが、法廷は、ランク3が妥当、学校やデーケアセンターへの開示、及び近所の住民への開示は妥当であると判断、州最高裁まで持ち込んだが、結局、妥当という命令が出された。(2)

裁判所としても、前例のない事態であるので、かなり判断に迷ったようだが、結局、不当な処罰であるかどうかを問題とし、潜在的ではあるが、現実的な危険が存在する以上、性犯罪者に対する住民の対策は、当然であり、それを行政として援助することは、「処罰」ではない、という判断を下している。

正確にいうと、3つの立場があるようだ。

第一に、情報開示そのものは処罰ではなく、それによって、個人を不当に差別することになったら、その差別を取り締まったり、罰したりすればよい、ということであろう。

第二に、たとえ処罰的な要素があったとしても、措置自体が、治療的な内容があるとするれば、全体としてミーガン法は擁護されるべきだ、とするものである。処罰には違いないが、そのことの矯正性を認め、処罰性より優先されるとするものである。

第三に、処罰的な要素があるとしても、公開裁判や報道においても、犯罪の情報開示は事実上なされているのであり、プライバシー侵害や名誉毀損の要素があったとしても、これまでの社会慣習上許される範囲のものである、とする立場である。(3)

ただ、注意すべきは、ハイリスクの情報開示については、ほとんど限界がなく、情報開示の影響は、本人にとって実に厳しいものがあるという指摘であろう。

ミーガン法は、基本的に「社会防衛」の立場から成り立っている。従って、個人の人権が抑圧されても、それは無視されないまでも、軽視されざるをえない。

単なる情報開示から、個人に行動を追跡可能にするチップを埋め込むなどのやり方も、考慮されており、日本の江戸時代に、犯罪者

に焼き印を押して、外見的に犯罪者であることを示すことに近い方法も将来とられるかも知れない。

この場合、社会防衛的措置の結果、性犯罪者をめぐって生じるトラブルが、その措置の結果回避されるトラブルとのバランスが、問題となると思われる。

さて、以上のように、ミーガン法に基づく情報開示は、刑罰ではないという前提に立つことで、事後法の適用と二重の刑罰の禁止という、修正条項への違反はないと、司法当局は現在のところ考えている。憲法の修正条項に違反すると判決した裁判所は今のところ存在しないようだ。

さて、刑罰ではないにしても、行政処分である以上、適正手続に抵触する可能性がある。

しかし、連邦のミーガン法には、手続規定はないが、実際の法当局が、情報開示する場合の手続は、本人のヒヤリングや異議申し立て権も含めて、具体的に規定されており、この点については、問題が少ないと考えられる。

さて、次の問題として、指摘する必要があるのは、性犯罪者に対して禁止されている内容の検討であろう。

これも社会防衛論的な観点から出てくるのであるが、ハイリスクの性犯罪者は、未成年者に話しかけることが禁止されており、実際に、話しかけただけで、懲役刑に処せられている。

更に、ハイリスクの性犯罪者を地域から追い出すために、意図的に未成年者を近づけ、話しかけさせて、逮捕するようなやり方も、ミーガン法反対者からは報告されている。

### 情報開示の方法

ミーガン法の特徴は、性犯罪者の情報を住民に提供することにある。しかし、提供の仕方は、州、市によって相違がある。また、試行錯誤で方法が選択されていることも事実であり、実際に、インターネットのホームページでの開示が途中で変更されている事例などもある。

例えば、アーカンサス市の情報開示は、ホームページも使用している。ARKANSAS COMMUNITY NOTIFICATION と題するホームページで、1999年4月26日にアクセスしたときには、11人の一覧表があり、(リスクが2と3)それぞれの人物毎に、氏名、危険度、住所、身長・体重、生年月日、犯罪内容、地域への報告日時が記され、大きな写真が掲載されていた。

しかし、写真入りの個人ページはその後削除された。(1)

これは、情報開示が行き過ぎであったと考えられたからであろう。情報開示の範囲が「近隣」という制限がある場合がある。

具体的な開示方法をみておこう。

ミーガン法に近い法律を、もっとも早く制定して運用してきたのは、カリフォルニア州である。ミーガン法が制定されたときに、既に50年の歴史があったが、住民への開示はせず、単に登録を義務付けていただけだった。(2)ミーガン法の成立をきっかけに、カリフォルニアでも、開示をすることになったのである。

カリフォルニアでは、刑務所から出て、5労働日以内に登録、毎年誕生日から5労働日以内に登録する義務があり、他の地域から移住した場合も同様である。登録しないと重罪を課せられる。

公開の対象とするのは、high risk と serious であり、その他はしない。公開対象は、64000人となっている。。

1999年段階で、78000人が該当している。(3)

カリフォルニアでは、ミーガン法では不十分であるとして、大学のキャンパス警察への登録も義務付けている。

開示の方法は、まず、CD-ROM による配布である。

そして、電話や直接警察に来ての問い合わせである。(4)

1994年の児童保護法 (child protection act (Assembly Bill 2500)) が制定され、

電話サービスが設置された。900の回線による電話サービスで、性犯罪者の情報を流すわけである。その年には、4700人の子どもへ情報提供を行った。(5) 電話は、The Child Molester Identification Line (CMIL)と呼ばれ、95年7月3日から、96年12月13日までの間に、7156本の電話、1585の文書問い合わせがあり、そのなかで、702件が、性犯罪者の登録データと一致した。一致率は8%であった。その702件については、57000人以上の子どもが接していた。

また、ハイリスクの人物の名前と写真を掲載した名簿を、警察で閲覧可能にした。

97年の1年間に、24000人がCD-ROMを検索し、12%が知人を見つけた。そして、電話では、7845人がサーチ、421人を見つけている。

この報告は、多くの場合、危機が回避された、例えば、ベビーシッターとして雇っていたなどである、と結論付けられている。(2)

### 地域への影響

地域に対して抱くイメージは、基本的に「住民の協力しあう人間関係」であろう。しかし、ミーガン法は、最初から協力しあえない人間の発見、自覚を目的としているから、さまざまな弊害がある。

最も極端な事例としては、ミーガン法に似た法を実施しているイギリスで、1997年2月に、小児性愛者 (pedophile) の住む家に住民が放火し、中にいた子どもが死亡した事件がある。(1)

これは例外的事例であるとしても、家族も含めて、地域住民に嫌がらせを受ける事例や、家を借りられない、つまり実質的に居住できない事例は、あちこちで起きている。

インターネット上では、そうした「被害」を受けている側から、告発するホームページが多数ある。いくつか紹介しよう。

「被害」は、法が規定する以上の過剰な情報開示、あるいは、法に従った開示であっても、住民の嫌がらせが生じる場合とがある。

まずは、過剰な情報開示である。

市の警官が、自分の判断でチラシを撒き、積極的に登録された性犯罪者を追い出す運動をしている事例である。(2)

更に、わざわざ子どもを近づけて、有罪にしようとしている、と告発するものもある。(3)

これは、登録された性犯罪者は、子どもに話しかけることが禁じられ、もし話しかけたら、逮捕・有罪になることが規定されていることが多いからである。実際に、意図的でなくても、子どもに話しかけて逮捕された事例も、起きている。

こうした中で、警官のチラシで指名手配扱いされ、自殺したと告発するものは、極めて強い調子でミーガン法を非難している。(4)

そうした登録された性犯罪者から見ると、警察当局は、法で禁止されている嫌がらせをやっても、住民の支持を受けやすく、また、事実を秘匿しやすいので、何をやっても罰せられることはなく、住民の保護のためではなく、wanna-be-herosを生むために活用されているというわけである。(5)

ニュージャージー州では、1996年段階で、135名のランク2、3の登録者が開示されていたが、登録内容が間違っていた人に対する暴力が一件、嫌がらせが4件、登録者の母親の車へのいたずらが1件報告されている。また、ワシントンでは、90年から93年にかけて、176名の登録者に対して、14名が嫌がらせを受けている。

全体として、住居を見つけることが困難になる、職を探すことが困難になる、雇用主の方で、雇ってもいいと考えても雇いにくくなる、という傾向が指摘されている。(6)

もちろん、こうした否定的な報告よりは、ずっと肯定的な報告の方が多い。当然、司法当局からの報告では、実害を防いだとされる事例が多数報告されている。

ミーガン法以前は、たとえ、リトルリーグのコーチが性犯罪者であっても、それを知らせることはできなかった。それが、96年10月

1日以後、名前、写真、犯罪などを知らせることができるようになった。そのために、サクラメントでは、プールで子どもと遊んでいる男が、猥褻行為で有罪だったので、親たちに知らせた。また、男は登録していなかったので、6年の刑を受けた。サンベルナディオでは、ハイリスクの男が、リトルリーグに関わっていた。登録してなかったので、同様に実刑を受けた。

学校から帰宅途中の女の子が、車の男に誘われたが、チラシの男だと分かったので断り、後で確認された。男は逮捕されたという事例も報告されている。この事例は、事実とすれば、ミーガン法の大きな成果と言えるであろう。

ビザの配達やさん、学校のボランティア等の事例もある。(7)

こうした事態を踏まえて、賛否両論をみておこう。ミーガン法に対する批判的な人が開いているホームページの掲示板であるが、賛成論も多数掲示されているので、スティーブン・マーチン・コーエン (Steven Martin Cohen) のホームページでの議論を見ておこう。

反対論の多くが、性犯罪者の再生の機会を奪うという理由である。(8)そして、90%が再生しないというのはおかしい、きちんとした治療プログラムを受けた者は、5%のみが再生しておらず、ミーガン法よりも、そうした治療プログラムを受けさせることの方が大切である。(9)

また、反対論の有力なものは、家族などの本人以外の者が被害を受けるという理由である。(puzzledenon f)そして、15歳のときにレイプして22カ月の刑期を終えていた自分の婚約者が、ミーガン法の対象者になって、大げさにチラシなどで中傷されたという意見もある。(10)

これに対して、ミーガン法の賛成者は、基本的に自分の子どもを守る立場、そして、社会を守る立場からである。「90%の者が再犯するのならば、過去のデータを知り得ること

は、住民にとって望ましいことであり、他の方法がない内は、ミーガン法は必要だ」(11)「ミーガン法に反対し、近所に性犯罪者が住んでいても気にならないという人がいたら、子どもがいないのだろう。」(12)

また、反対論として、実効性がないことをあげる者もいる。性犯罪の多くは、家族、友人、隣人によって実行されており、新しく移住した人によるものは少ないのであるから、移住者を登録、情報開示しても、リアリティがない、というのである。(13)この認識は、なぜ、ミーガン法が制定されたかという、それは政治家の都合であるという批判もある。暴力犯は1980年から92年にかけて、48.2%の再犯から、28.5%に減少しているのに、ドラッグ関係は、6.8%から30.5%へと上昇している。ミーガン法の方向が、現実にも求められているのではないとする。(14)

## 注

- 1 Scott Matson, "Megan's Law A Review of State and Federal Legislation" 1997.10 p 3
- 2 op.cit p4
- 3 op.cit p4
- 4 'Case Driving 'Megan's Law' Results in Murder Conviction Jury to Decide' Washington Post 1997. 5.31
- 5 Lisa L. Colangelo 'The Home News & Tribune '97. 5.10
- 6 Lisa L. Colangelo 'The Home News & Tribune '97. 5.31
- 7 Greg Trevor 'The Home News & Tribune '97. 5.13
- 8 Lisa L. Colangelo 'The Home News & Tribune '97. 5.10
- 9 Peter Verniero, Charles R. Buckley, James Mosley, "United States Court of Appeals for the third Curcuit" vol1 1997. 8.20 p 7
- 10 op. cit. p 8
- 11 Scott Matson op. cit. pi
- 12 'Case Driving 'Megan's Law' Results in Murder Conviction Jury to Decide' Washington

Post 1997. 5. 31 'N. J. Megan's Law is back in effect' Washington Post 1996. 4.14 )

- 13 'National 'Megan's Law' is approved in House' Washington Post 1996. 5. 8

- 1 P.Verniero op.cit. p10
- 2 <http://www.westdeptford.com/wdpdmeg.htm>
- 3 P.Verniero op.cit. p11-13
- 4 P.Verniero op.cit. p17
- 5 P.Verniero op.cit. p22
- 6 'Sex Offender Law Upheld' Washington Post 1995. 2.26 'Judge Negates Sex Offender Law' Washington Post 1995. 3. 1

- 1 アメリカの憲法には以下のような規定がある。  
修正第五条 何人も、大陪審員の申告または起訴によるものでなければ、死刑または破廉恥の責を負わされることはない。ただし、陸海軍軍隊、または戦時もしくは公共の危険に際し、現に服役している民兵のあいだに起った事件については、このかぎりではない。何人も同一の犯罪について、重ねて生命身体危険に臨ましめられることはない。何人も、いかなる刑事事件においても、自己に不利益な供述を強要されない。また、正当な法の手続によらなければ、その生命、自由または財産を奪われまい。また正当な賠償なしには、私有財産を、公共の用途のために、徴収されない。  
修正第七条 普通法条の訴追において、係争の金額が20ドルを超えるときは、常に陪審員による裁判の権利は認められなければならない。陪審員によって審理された事実は、普通法の規則による以外は、合衆国のいずれの裁判所でも再審されることはない。  
修正第八条 過大な額の保釈金を要求し、または過重な罰金を科することはできない。また、残虐で異常な刑罰を科してはならない。  
修正第一四条第一節 合衆国において出生し、または帰化し、その管轄権に服するすべての人は、合衆国およびその居住する州の市民である。何州も合衆国市民の特権または免除を侵す法律を制定し、または施行してはならない。また、何州といえども、正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。また、その管轄内にある何人に対しても、法律の平等なる保護を拒んではならない。(高木八尺他編 『人権宣言集』

- 岩波文庫 p120 - 124  
法律的な批判は、 Michele L. Earl-Hubbard  
'The Child Sex Offender Registration Laws :  
The Punishment, Liberty Deprivation, and  
Unintended Results Associated with the Scarlet  
Letter Laws of the 1990s' "Northwestern  
University Law Review" vol90. No2 1996
- 2 P.Verniero op.cit. p20  
3 P.Verniero op.cit. p35-48
- 1 <http://www.hsnp.com/megan>  
2 'California's Megan's Law--the first year' <http://caag.state.ca.us/megan/firstyr.htm>  
3 'Fifty years of Sex Offender Regist-ration'  
<http://caag.state.ca.us/megan/fifty.htm>  
4 'Lifting the Shroud of Secrecy' <http://caag.state.ca.us/megan/meganrpt.htm>
- 5 電話1回で、2名までの検索で費用は10ドルである。検索の場合には、理由を述べ、検索してもらい、検索対象は、名前、生年月日、住所、社会保障番号、運転免許番号目の色、毛の色、背丈、体重、民族、傷跡などである。'The first step: Beginning to Inform the Public' <http://caag.state.ca.us/megan/setp.htm>
- 1 Scott Matson "Megan's Law A Review of State and Federal Legislation" 1997 . 10  
2 'Sonoma County cedes Justice to vigilante'  
<http://www.freestone.com/meganslaw.html>  
3 'The Press Democrat goes to Parolee Hunting with Local Law Enforcement' <http://www.freestone.com/meganspdphoto.html>  
4 'Megan's Law reveals another Victim'  
[http://www.freestone.com/megans\\_98\\_law.html](http://www.freestone.com/megans_98_law.html)  
5 'Megan's Law enables MEGA criminals' <http://angelfier.com/id/vista/felony.html>  
6 P.Veniero op.cit. p24  
7 'Results:Safer Communities' <http://caag.state.ca.us/megan/results.htm>  
8 Steven Martin Cohen 'Megan's Law: Admission of Failure' <http://www.pessedoff/cig-pisseffoff/hn/get/forums/megan.html>  
9 bannaj2@aol.com 'I agree' <http://www.pessedoff/cig-pisseffoff/hn/get/forums/5html>
- 10 Cathy 'Megan's Law or the Scarlet Letter'  
<http://www.pessedoff/cig-pisseffoff/hn/get/forums/16html>  
11 Sarah Samis 'I agree to a certain extent' <http://www.pessedoff/cig-pisseffoff/hn/get/forums/1html>  
12 dddiane@wsbnet.com 'Untitled' <http://www.pessedoff/cig-pisseffoff/hn/get/forums/6html>  
13 Lauren Whitmore 'Megan's Law was a rushed piece of legislationNT' <http://www.pessedoff/cig-pisseffoff/hn/get/forums/megan/9/1html>  
14 The Libertaian Party 'Lebertarians ask: Will Megan's Law protect politicians -- or our children?' <http://www.lp.org/rel/970829-Megan.html>  
ワシントンでは、ミーガン法が発行したが、4週間で、誰も登録がなされず、行政当局も、そんな法は知らないと言っていたとされる。こうした実効性の弱さは、予算措置が十分になされていないことも原因であるとされる。'Megan's Law Others Languish in D.C.' Washington Post 1997. 6 .30